

○農林水産省告示第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

備考 この表（十項及び十一項のグラナリアコクゾウムシに係る部分並びに十二項から十四項までを除く。）に掲げる倉庫くん蒸の場合の実施方法の基準は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロくん蒸の場合の実施方法の基準は別表五に掲げるB級サイロをそれぞれ標準としたものである。	(略)					
	(略)	シ	ク ゾ ウ ム			
	(略)		グ ラ ム			
	(略)		六 日 間			
	(略)		二 五 度 以 上			
	(略)		二〇度以上の場 合は別表第五に 掲げる特A級又 はA級のサイロ を使用するこ と。			
備考 この表（十二項から十四の項までを除く。）に掲げる倉庫くん蒸の場合の実施方法の基準は別表五に掲げるB級サイロをそれぞれ標準としたものである。	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					